

平成 2 7 年 第 5 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 7 年 3 月 1 0 日（火）午後 3 時 1 5 分

場 所：教育委員会室

委員長	石 井 正 治
委員長職務代理者	上 野 操
委員	松 原 秀 成
委員	尾 上 郁 子
委員（教育長）	白 井 正三郎

事務局	教育推進課長	柴 田 靖 弘
	学務課長	住 田 雅 一
	指導室長兼教育研究所長	松 井 慎 一
	学校施設担当課長	佐 藤 弥 栄
	統括指導主事	中 山 兼 一

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	丸 山 継 典
	同 主査	飯 田 常 雄

石井委員長	<p>開 会 時 刻 午後3時15分</p> <p>ただいまから、平成27年第5回教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>日程第1、署名委員を決定いたします。上野委員と尾上委員にお願いいたします。</p> <p>続いて日程第2、議案の審議にまいります。</p> <p>はじめに第11号議案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係規則の整備についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
柴田教育推進課長	<p>第11号議案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係規則の整備について、お願いいたします。今回は五つの規則につきまして、まとめてお諮りするものでございます。お手元に新旧対照表をお配りしてございます。</p> <p>まず一つ目でございますが、江戸川区教育委員会公印規則の改正についてでございます。こちらの改正内容ですけれども、これまで教育委員会委員長印ということで、新旧対照表右側の旧の第6条の第2項に記載がございましたが、このたびの地教行法の改正に伴いまして、教育委員長というところの削除ということでございます。それから、この4項にございます裁断と書いてありますけれども、文言の整理を合わせて行わせていただいているものであります。平仮名を漢字にしたり、そういった改正が合わせて行っております。</p> <p>1枚おめくりいただきまして2枚目でございますが、別表第1ということで、こちらには公印の名称が記されておりますけれども、教育委員会委員長、それから教育委員会委員長職務代理者、この2点につきまして削除をするものです。また、これは下から5行目になりますが、江戸川区教育長職務代理者というものも、今回は江戸川区教育委員会教育長職務代理者というようなことで、文言の整理をさせていただきます。付則にありますとおり、27年4月1日から施行となります。また経過措置といたしまして、今回の、この法改正に伴っては、現に在職する教育長がそのまま在任する場合には、現法が、なお効力を有するというような経過措置になっております。新しい教育長が任命された時点で、この改正が行われるということになります。これが1点目でございます。</p> <p>2点目は、教育委員会会議規則の改正でございます。新旧対照表をお手元にお配りしております。章立てが10章までになりましたので、新のほうにありますとおり、目次を立たせていただいております。</p>

それから第2条、委員長というこれまでの規定を、江戸川区教育委員会教育長と改めさせていただくということです。先ほどと同様、委員長を教育長に。それから文言の整理ということで、赤字で記載させていただいております。

それから2枚目をごらんいただきたいと思いますが、第5条、委員の議席は、これまでは委員長、これが教育長に変わります。第2章、これは削除とさせていただきます。といいますのは、これは委員長及び委員長職務代理者の選任方法について規定したものでありますが、新たな教育長が就任することによりまして、この部分は削除ということになります。

その他は、ほぼ委員長を教育長に置きかえたもの、それから句読点ですとか文言の整理が、ずっと赤字が続いてございます。付則につきましても先ほどと同様、4月1日の施行、そして経過措置を記載してございます。

続きまして、3点目でございます。教育委員会傍聴人規則の改正でございます。これにつきましても同様、文言の整理と同時に漢字、それから平仮名というような、こういったものも直させていただきました。また、教育委員長の部分を教育長と置きかえさせていただいております。同じく付則に、ほかの二つの規則と同様の経過措置を設けております。

続きまして、事務局処務規則であります。こちらにつきましても、職務の代理及びということで書いてございますが、これにつきましても削除。第3章の部分でも削除となっております。

ここで第9条のところ、教育長の職務代理という規定が、これまでございました。教育長に事故のあるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する参事または課長が、その職務を代理するということが規定をしておりましたけれども、今回の法改正によりまして、教育長の職務代理者は教育委員の中から選任をするということになってございますので、ここで規定を削除するというものであります。付則には先ほどと同様、新たな教育長が選任されるまでは、この規則は効力を有すると、経過措置になっております。

続きまして、5点目であります。教育委員会の権限委任等に関する規則でございます。これにつきましても両面印刷の物、これは新しい物であります。1枚の物です。2枚続いた、両面印刷で4ページまである物が現行の物であります。

この改正につきましても、これは教育委員会の権限委任等ということでの規則になっておりますが、これまで、この旧の2枚あるほうは、教育長に委任する事項ということで、次に掲げる事項は教育長に委任をするということ

	<p>で、それぞれの事項を列挙しておりました。ですので、全部で52にわたって第2条がございます。これはつくり方なんですけれども、こうして項目を全て挙げることで、この項目を教育長に委任をするという、これまではつくってまいりました。</p> <p>ただ、これは例えば教職員、主任ができたり、それから、そういった業務が加わってまいりますと、いつまでもこれは増えていくというようなことで、見落としがないようなことでの管理というのは、非常に難しい規則でありました。つくり方として、新しいほうは2条に書いてございます次に掲げる事項を除き、委員会の権限に属する事務を教育長に委任をするということで、反対側のつくり方をしたというものであります。ここに掲げてございますのは、逆に委任をしない事項ということで15まで掲げてございます。これが一つ目の改正の内容であります。</p> <p>もう一点は第3条の第2項で、教育長は前項に規定する場合を除き、委任された事務の管理及び執行の状況のうち、重要な事項については、これを委員会の会議に報告しなければならないということで、新たに加えさせていただきました。これにつきましては、今回の地教行法の改正の中で、教育長が教育委員会に対して、その事務について報告をするということが挙げられております。逆に教育長に対するチェック機能の強化ということで、教育委員会に与えられた権限ということでございますので、あえてここに報告をしなければならないという一言を加えさせていただいたものです。</p> <p>以上が、五つの規則の改正についてでございます。</p>
委員長	<p>ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問などございますでしょうか。</p>
松原委員	<p>1点だけ、公印規則なんですけども、その2ページには3分の2のところの、下から5列目のところの教育委員会教育長職務代理人、今ご説明があったんですけど、もう一度ご説明をお願いします。</p>
庶務係主査	<p>これまでも江戸川区教育委員会教育長職務代理人という公印をもっておりました。しかしながら、規則上教育委員会という文言が抜けていたのです。ですから、実態に合わせて、ここで見直しを図ったものでございます。</p>
松原委員	<p>わかりました。</p>

委員 長	<p>そのほか、いかがでしょうか。</p> <p>江戸川区教育委員会の権限委任等に関する規則、1枚もので、表面の一番下、赤字で書かれているところなんですけど、重要な事項についてはという表現でひとくくりでされていますが、重要であるとかないとかいう判断は、これは誰がされるのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>文科省からの通知を見ますと、新たな教育長の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現ということが、書かれています。ということでございますので、これは教育長が判断をしながら、教育委員の方々にお知らせしなければいけないものということです。</p>
委員 長	<p>わかりました。これは、文言どおりという感じですね。</p>
教育推進課長	<p>はい。</p>
委員 長	<p>そのほか、いかがでしょうか。</p>
上野委員	<p>今に関連してですけど、要するに原則としては、新とあえて言いますが、新教育長が委員会に対して報告義務あるわけです。そのうち重要事項についてということですから、その重要性というものは新教育長自らが判断せざるを得ないと思うのです。それはいいんですけども、それですとチェック機能という点について欠けるところがある。だから、今度は招集権が委員会にあると。それでカバーしているんじゃないかと、私は理解しているんですけど。教育委員の定数3分の1以上からの会議の招集の請求ができると。3分の1というのは、少なくとも結構。教育委員が、このことについては重要なことだから、議題に出しなさい、報告しなさいというようなことを言える、そういう前提としての招集権が担保されているのじゃないのかなというふうには思いますけど。</p>
教育推進課長	<p>今、委員さんのおっしゃるとおり、教育長は教育委員会の規則で定めるところによるということで、教育委員会から委任された事務の執行については報告をする義務があるということですので、重要だという言葉で、ここには文言が入っておりますが、これは原則としては、これまでもそうであったと思いますが、教育長からは教育委員の方々には、これまでどおり事務についての報告をさせていただくというふうに解釈をしております。</p>

委員 長	<p>そのほか、いかがでしょうか、よろしゅうございましょうか。</p> <p>ほかになければ、第 1 1 号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員 長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、第 1 2 号議案、江戸川区立幼稚園使用条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>第 1 2 号議案、江戸川区立幼稚園使用条例施行規則の一部改正についてでございます。お手元に新旧対照表をお配りしてございます。こちらにございますとおり、第 4 条の文言でございますが、旧のほうをごらんいただきますと、保護者の一時的に保育に欠けるという文言につきまして、新のほうでは、一時的に保護者による保育が困難になる状況をとということでの改正でございます。実は、このたびの子ども・子育て支援法の施行によりまして、児童福祉法の中で保育に欠けるというような文言がなくなりました。それに伴いまして、このような表記に変えさせていただくということでございます。保育に欠けるという言葉自体が、児童福祉法から外されました。幼稚園自体は、児童福祉法を直接引っ張るものではないのですけれども、この規定につきましては、幼稚園の時間の後に行う教育時間外に行う教育活動、いろいろあるのですけど、その部分をうたっているものでございますので、その部分については保育的な部分も含んでおりますから、その児童福祉法の改正に伴って、文言の整理をさせていただくというものであります。</p>
上野委員	<p>今の欠けるなんだけど、これは保育に欠けるというのが保育が困難になるという、それに変わった、これでいいですね。</p>
委員 長	<p>そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>ほかになければ、第 1 2 号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

委員 長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、第13号議案、「美よ志会お囃子体験」に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>第13号議案、「美よ志会お囃子体験」に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてでございます。お手元に申請書、予算書、ほかの書類をお配りしてございます。</p> <p>申請書をごらんいただきますと、東都葛西神楽保存会の代表からの申請でございます。行事名は、美よ志会お囃子体験。そして事業の目的としては、次世代の育成というものであります。時期は27年4月25日(土)、一之江名主屋敷で実施をするということです。事業の対象ですけれども、主として小・中学生を中心に、一般ということでありまして、経費については、徴収はありません。</p> <p>裏面をごらんいただきますと、企画書になってございます。地域のコミュニティとともにある民俗芸能を形成していき、次世代へ継承していくためということでございます。一番下に括弧書きで書いてございます、毎年3月には葛西の里神楽発表会ということで、教育委員会の後援を出しておりますけれども、こちらの事業は今回初めてですが、東京都の民俗芸能次世代育成事業の補助対象の事業となっているということでございます。</p> <p>次に、予算書でございますが、東京都からの補助金、総事業費の85%を予定。それから葛西の里神楽の事業、この主催者の事業費からの支出で、このような収支になっております。続いて東都葛西神楽保存会の会則、それから会員名簿が添付されております。こちらにつきましては、以上でございます。</p>
委員 長	<p>ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。</p>
尾上委員	<p>この美よ志会、次世代の育成となっていますけれども、この保存会会員は、もちろん大人ですよ。子どもたちも、こういう会の会員とかという形での登録とか、その子どもたちに育成をしている何かというのは、あるのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>特にお子さんの会員はおりません。実は、これは東京都のほうで、こういった次世代の育成事業を、ふだんやっている補助事業とは別にやってはいか</p>

	<p>がかという勧めはございました。</p> <p>というのは、この葛西神楽自体が都の指定文化財、無形文化財、東京都指定の文化財でございます。ほかにも、そうした衣装ですとか、そういった物についても、東京都からの補助を受けてやっている団体でございます、そういう中で、こうした次世代への体験教室というような事業を新たに行ってはいかがかという、東京都からのお誘いもあったというふうに聞いてございます。今回、初めて子どもを対象に、こちらのほうをやるというものであります。</p>
委員 長	<p>よろしいでしょうか。これは予算書との兼ね合いにもなるのですが、一之江名主屋敷というのは、借りるのにお金は必要はないのですか、ただで借りられるのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>実は11月に実施する名主屋敷のイベント等でも、この神楽の方々にはご協力をいただいていたりしております。我々としても、東京都の指定ではございますが、協力団体としてありますので、伝統文化の振興も含めまして、使用料等は取っておりません。</p>
委員 長	<p>もう一点よろしいでしょうか。</p> <p>今回は子どもたちを対象にされるということで、具体的には何名ぐらいを集められるのか、あるいは何名ぐらいを対象にした会とされるおつもりなのかということをお聞かせください。</p>
教育推進課長	<p>こちらは、まだこれからチラシを印刷して配布をするということなのですが、予定としては地域にあります、日ごろから名主屋敷を通じて関係の深い春江小学校のすくすくスクールですとか、その他周辺のすくすくスクール、それから春江小学校、それから区内施設にはチラシを配布して、PRをさせていただくということでございますが、人数については、お聞きしてございません。</p> <p>ただ場所的に、それからやる内容からすれば、せいぜい10名程度なのかなと思うのですが、名主屋敷の中で、恐らくお囃子ですとか、そういったことを体験するというお話は聞いてございます。</p>
尾上委員	<p>名主屋敷には、何回か行ったことあるのですけれども、いろいろなイベントをよくやっていらっしゃるよ。地域の方がよくいらっしゃる、また</p>

	<p>社会科見学で3年生が見学にも多く来ていらっしやるという話を伺いました。</p> <p>こういうイベント的なときは、なるべく多くの学校に声をかけられるとか、こういうことも普及していくという部分では大切なことなのかなと思いました。すばらしい施設、行ってみたら雰囲気というのは大人も感動する、そういう施設だなということは本当に思っておりますので、10名だと今聞いて、もったいないなという感じがしたのです。</p> <p>恐らく、春江小学校のすくすくのメンバーなどが、まとまって伺うことができるのかなというふうには思っておりますけれども。</p> <p>今、尾上委員さんからも言っていただきましたけども、この間、ひな祭りのひな人形の展示を、取材が入りまして読売新聞でしたか写真で紹介されました。紹介された日の午後、40人の方が新聞を見たとか来場されたということでございます。今、団体向けの大型バスの駐車場もつくりましたし、ホームページには文化財係の伝統工芸の枠をつくりましたら、外に向けてのPRをしながら、そういった施設を有効に活用していきたいというふうに考えております。</p>
教育推進課長	<p>ほかに、ご意見、ご質問いかがでしょうか。</p> <p>なければ、第13号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委 員 長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、第14号議案、江戸川区指定無形文化財の保持者の認定解除についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
委 員 長	<p>第14号議案、江戸川区指定無形文化財の保持者の認定解除についてでございます。1枚おめくりいただきまして、告示の案でございますが、江戸川区文化財保護条例第7条第4項の規定に基づきまして、別表の江戸川区指定文化財の保持者認定を解除するというものでございます。</p> <p>番号が58番、無形文化財・工芸技術 染色型紙。認定解除の理由ですが、本人死亡のためということでございます。こちらについては本条例の規定のとおり、解除をさせていただければと思います。</p>
教育推進課長	

委員 長	何かご質問、ご意見ございますでしょうか。
尾上委員	ちょっと関連したことで伺います。この解除というのは、亡くなられたとかいろいろなことがあってというのはわかりますけども、また新たに、例えば認定をするということも当然あると思うのです。そういう規定というか、そういうものをちょっと教えていただければと思います。
教育推進課長	<p>日常的に文化財係が、区内の文化財については調査を行っています。文化財保護審議会というのを教育委員会の諮問によりまして行っておりますけれども、そこで調査をし、文化財係の学芸員が、そういった情報を得て、文化財保護審議委員会の委員さんと、そういったものを審査しながら調査をした上で、教育委員会に一度挙げさせていただきます。</p> <p>それを受けて教育委員会で、その内容について調査をということで文化財保護審議会に対して諮問をしていただきます。それを受けた審議会が実際に調査をし、適当かどうかというものを調査した上で答申をします。それをもとに教育委員会で指定をすとかしないとかということで決めるという手続になります。</p>
委員 長	<p>そのほか、いかがでしょうか。</p> <p>ほかになれば、第14号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員 長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続いて日程第3、教育関係事務報告にまいります。</p> <p>チャレンジ・ザ・ドリーム報告会についての報告をお願いいたします。</p>
松井指導室長	平成26年度のチャレンジ・ザ・ドリーム報告会、A4判縦の資料をごらんください。既に3月26日に報告会を実施するということにつきましては、ご案内させていただきました。グリーンパレスの5階、孔雀で実施いたします。今年度は、事業所さんの様子ですとか参加施設の様子ですとか、そういう報告をさせていただきます。また、生徒発表では、チャレンジ・ザ・ドリームが始まって、今年で10年目になります。これは東京都のトップを切って江戸川区がやりました。しかも連続5日間をやったということで、二、三

	<p>区市しかなかったはずなのです。しかも、10年継続しているところって、ほぼ江戸川区ぐらいだったとっております。</p> <p>そういったこともありまして、開始当時の様子なんか、少し織りませたいなというふうに思っております。また、この報告会につきましては、受け入れ事業所さんに対する感謝の意を表するという趣旨もあるものですから、事業所さん、それから受け入れの方々がどういうふうにお考えになっているか、それから保護者の方がどうか、学校の教員はどんな願いでやっているか等々を指導主事が間に入って、パネルディスカッションという形にさせていただきたいというふうに思っております。お時間ございましたら、ぜひご参加いただければと思います。よろしく願いいたします。</p>
委員 長	<p>ただいまの報告について、ご意見、ご質問、いかがでしょうか。</p> <p>パネルディスカッションですが、チャレンジ・ザ・ドリームの10年の節目を迎えて、そういう意味ではいろいろなポイントがあろうかと思いますが、室長が、これは取り上げたいなと思われているポイントって何でしょうか。</p>
指導室 長	<p>健全育成については、大人の問題も大きいと思うのです。江戸川区の場合は、大人の子どもに対するかかわりが大きいので。</p> <p>事業所さんの受け入れたときの思いとか子どもへの願い、それから保護者の願い、教員の願い、大人として子どもにどんなことを願っているかというのを、きちっとそれぞれの立場で話していただく。そのために、コントローラーとして指導主事が入り、それらの願いをきちっと伝えてもらいたいというのが、私の一番の願いです。</p>
尾上 委員	<p>生徒発表が、ここに記載してありますけども、平成17年当時の生徒というのはどこの学校で、現2年生の生徒というのは、どちらの学校の生徒さんがいらっしゃるのですか。</p>
指導室 長	<p>小松川一中を考えております。ただ、まだ調整している段階でございますので。</p>
委員 長	<p>そのほか、いかがでしょうか。</p>
松原 委員	<p>17年の中2ですから、年齢的に言うと24ぐらいになるのですね。節目の10年目なので、とてもすばらしいシチュエーションだなというふうに思</p>

委員 長	<p>っています。</p> <p>本当に当時、私も現役だったのですが、校長会、どこの学校ということじゃなくて、全て33校で生む痛みというのがありまして、現在に至っているので、とても期待をしております。ぜひよろしくお願いいたします。</p> <p>そのほか、いかがでしょうか、よろしゅうございましょうか。 ほかになければ、ただいまの報告事項を了承ということでまいります。 続いて、いじめ電話相談についての報告をお願いいたします。</p>
指導室 長	<p>26年度2月分のいじめ電話相談ということで、2月は1件ございました。 中学校1年生の女子生徒の母親からの相談です。</p>
委員 長	<p>ただいまのご報告につきまして、ご意見、ご質問、いかがでしょうか。 なければ、ただいまの報告事項を了承とさせていただきます。 以上をもちまして、平成27年第5回教育委員会定例会を終了いたします。 お疲れさまでございました。</p> <p>閉会時刻 午後4時20分</p>